

令和5年10月6日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

「デュピルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン  
（アトピー性皮膚炎、気管支喘息、鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎）の一部  
改正について」等について（通知）

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課より、標記について各都道府県衛生  
主管部(局)長宛てに下記の通知が発出されるとともに、大阪府健康医療部を通じて、  
本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただきますとともに、周知方につき  
ご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、厚労省からの通知は、下記の大阪府薬務課ホームページにも掲載されてお  
りますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

【大阪府健康医療部生活衛生室薬務課のホームページ】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/tuuti/index.html>

記

1. デュピルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（アトピー性皮膚炎、気管支喘息、鼻茸を伴う慢性副鼻腔炎）の一部改正について（令和5年9月25日付け 医薬薬審発0925第2号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）
2. ジルコプランナトリウム製剤の使用にあたっての留意事項について（令和5年9月25日付け 医薬薬審発0925第3号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267